

## 平成24年度第1回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

平成24年度第1回公共調達監視委員会を平成24年4月24日（火）に兵庫労働局会議室において開催いたしました。

その審議の内容は下記のとおりです。

### 1 審査対象期間 平成24年1月1日～平成24年3月31日

### 2 公共調達審査会審議結果報告（公共調達審査会委員長）

平成24年4月12日に開催しました公共調達審査会は、委員3名の出席により、対象期間が平成24年1月1日から3月31日の間の契約締結案件14件を審議いたしました結果、全案件について、適正な処理であると判断いたしました。

### 3 抽出結果の報告（抽出担当委員）

抽出担当委員より、対象期間は平成24年1月1日から平成24年3月31日まで、対象案件14件全てを審議の対象とする報告がなされた。

### 4 対象案件の審議

対象案件14件のうち、競争入札によるもの5件、随意契約によるもの9件について、事務局から公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って、各案件を説明。

委員 競争入札の物品1番について、防犯カメラシステムは毎月の使用料がかかるのですか。

局 使用料は一切かかりません。

委員 システム機器は買い取りですか。

局 そうです。

委員 非常時には警備業者が現地に駆けつけるサービスはあるのですか。

局 防犯サービスは契約に入っていません。防犯のために記録を残す機器の調達です。

単独庁舎については機械警備の契約を締結しており、閉庁後の夜間は別の機器で監視が行われています。

委員 今まで、多数の人が利用する公共の場で防犯カメラがなかったのは不思議です。

忘札者が1者の理由は何ですか。

局 多数の業者が入札説明書を取りに来ましたが、仕様書ではカメラ1台分の映像を再生する場合に4つの時間帯を同時再生できる機能を有する機器を設置することとしており、それを調達できる業者が少なかったためと思われます。

委員 競争入札の物品2番について、一庁舎で使用する複写機、複合機の調達ですか。どういう基準をもって購入するのですか。たとえば、今回は5台、次回は10台を更新するというようにまず台数を決めるのですか。

局 耐用年数が経過していても使用できる間は使用します。耐用年数が経過しており、使用頻度が高く、不調が多く修繕費用がかさみ、保守部品を調達することができない機器を対象として選定し、購入しています。今回の調達は複数の庁舎が対象です。

委員 何台購入して、1台あたりの購入価格はいくら位ですか。

局 複写機5台、複合機6台の計11台です。落札価格は1,726,200円でトナーカートリッジも含んでいますので、1台あたり約12万円位になります。

委員 物品3について、予定価格の積算はどのようにしていますか。

局 インターネットを利用して品目ごとに価格を調べました。

委員 物品2について、調達した機器で使用するトナーがなくなった場合、どのようなものを購入するのですか

局 その機器専用のトナーを購入します。

委員 随意契約のデマンド監視装置の設置工事について、設置した装置の機種が同一の場合、同一の業者が設置すれば効率的だと思えますが。

局 一括で入札するとした場合、本省公共調達委員会の審査を経て公告し、入札する手続きを取ります。工事指示の時期からこの手続き行い、装置の発注、納品、工事期間を入れれば年度内に工事は完了しないと判断しました。

委員 工事期間はどの位ですか。

局 土日一回の期間です。

委員 この装置は一旦設置すると長期間稼働して、毎年更新するというものではないのですね。

局 その通りです。

委員 急に決まった工事なのですか。施設の地域毎にその地域の業者と随意契約したのですか。

局 昨年末に設置工事と年度内完了の指示があり、先ず工事設計契約を行い日程的に厳しい中で、設置工事については年度内にすべての施設の工事を完了させるのは困難であったため、地域ごとの随意契約としました。

委員 状況は理解できるのですが、一般的には時期的なタイミングをもう少し考えるべきだと思われま。

委員 物品3について、乾パン、飲料水も含まれていると思われまますが、耐用年数についてはどのように考えていますか。

局 これらの品目は保存年限5年として販売されています。調達品目は複数年の保存を有するものとして仕様書に規定しています。

委員 役務1の委託費について、地域雇用創造推進事業とはどのようなものですか。また、予定金額と契約金額は同額で契約されており、内容が決まっているのであれば金額については競争の余地があるのではないかと思います。

局 淡路地域の1次2次3次産業を一体的に行い雇用創出する事業で、雇用拡大、人材育成、就職促進の各メニューから構成されています。

この事業は契約限度額の上限額を示してその範囲内で仕様書にもとづいた事業をより効率的に推進してもらうものです。業者は契約限度額に応じた実施計画書を提出し、厚生労働本省にて企画提案会を実施し、受託候補者として選定された者と契約しました。この案件は平成23年24年25年の国庫債務負担行為による3カ年契約です。

委員 契約金額の算出根拠について、各事業費の内訳の積み上げだと思われまますが、その金額内訳書はありますか。その金額について精査されていますか。

局 あります。業者の提出する積算資料をもとに積算根拠の妥当性を審査しています。

委員 金額の大きい契約ですが、多くの事業の合算でこの金額になったのですか。

局 様々なメニューがあり、それぞれを実質2カ年間で行う金額であります。

委員 次の段階のことですが、どういう成果があったのかの検証が必要と思われま

#### 5 審議結果（委員長）

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思

いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、運営要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

また、運営要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事

の概要を公表（ホームページへの掲載）することといたします。

#### 6 閉会